

函館市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者等からの暴力の防止ならびに被害者の保護および自立支援を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施等)

第2条 事業の実施に当たり、函館市配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）を子ども未来部子育て支援課に設置する。

2 事業の実施日時は、函館市の休日を定める条例（平成3年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、午前8時45分から午後5時30分とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業の実施日時を変更することができる。

(対象者)

第3条 対象者は、法第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた者とし、同伴する家族も含む。

2 法に規定する以外の暴力を受けた者についても、法に準じて対象とする。

(事業の内容)

第4条 法第3条第3項に掲げる業務のうち、支援センターが実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者等からの暴力及びそれに関連する相談に応じること、または関係機関を紹介すること。
- (2) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者およびその同伴する家族。）の緊急時における安全の確保に関すること。
- (3) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (4) 保護命令の制度（法第10条から第22条に規定するもの。）の利用に

ついて、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(5) 被害者の保護に関わる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(相談等)

第5条 この事業に係る相談、指導、助言等は、函館市母子自立支援員業務要綱で定める母子自立支援員が行うものとする。

(守秘義務)

第6条 支援センターにおいて相談業務に携わる者および関係機関は、相談者および関係者の秘密が守られるよう万全を期すものとし、その業務に関して知り得た情報を、法令等に定めのある場合を除き、目的外利用、外部提供してはならない。

(苦情解決)

第7条 支援センターは、事業の実施に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。